

届出事項一覧

ア 医療機関（二重下線部分については、訪問看護ステーションのみ届出が必要です。）

届出を要する場合	届出の種別
① 医療機関の名称を変更したとき	変更届出書
② 医療機関の所在地の地名又は番地が地番整理により変更したとき (医療機関が移転した場合は⑦の廃止届)	
③ 医療機関の開設者の名称(開設者が個人の場合は氏名)及び住所を変更したとき	
④ 医療機関の管理者の氏名及び住所を変更したとき	
⑤ 医療機関を休止したとき	休止届出書
⑥ 休止していた医療機関を再開したとき	再開届出書
⑦ 医療機関が移転したとき	廃止届出書
⑧ 医療機関の開設者を変更(交代、個人⇔法人等)したとき (法人の代表者変更の場合は不要)	
⑨ 医療機関の規模を変更(診療所⇔病院)したとき	
※⑦から⑨の場合で、引き続き指定医療機関として御協力いただけるときは、医療機関の指定申請書を併せてご提出ください。	
⑩ 医療機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑪ 医療機関を廃止したとき	
⑫ 生活保護法施行規則第 14 条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑬ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30 日以上の予告期間が必要です)	辞退届出書

イ 助産機関・施術機関

届出を要する場合	届出の種別
① 助産師・施術者の氏名が改姓等により変更したとき 助産師・施術者が転居により住所を変更したとき(助産所・施術所を開設していない助産師・施術者に限ります) 助産師・施術者の住所地の地名(番地)が地番整理により変更したとき	変更届出書
② 助産所・施術所の名称及び所在地が変更したとき (勤務先助産所・施術所の変更、退職し個人で訪問を行う場合を含みます)	
③ 助産師・施術者が業務を休止したとき	休止届出書
④ 休止していた業務を再開したとき	再開届出書
⑤ 助産師・施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	廃止届出書
⑥ 助産師・施術者が業務を中止したとき	
⑦ 助産師・施術者が転居により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき 開設助産所・施術所の所在地変更により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき (知事[さいたま市・川越市・越谷市・川口市以外]⇔市長[さいたま市⇔川越市⇔越谷市⇔川口市])	廃止届出書 (転居先は新規)
⑧ 生活保護法施行規則第 14 条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑨ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30 日以上の予告期間が必要です)	辞退届出書